

健康科学大学看護学部同窓会会則

会則

第1章 総則

(会の名称)

第1条 本会は健康科学大学看護学部同窓会と称する。(以下「本会」という)

(本部)

第2条 本会は本部を山梨県都留市四日市場 909-2 健康科学大学看護学部桂川キャンパスに置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、看護の向上、健康科学大学看護学部（以下、「本学」という。）の発展及び後進の便宜を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡と発展に関する活動を行う。
2. 学術推進のための活動を行う。
3. 健康科学大学看護学部及び健康科学部との連携・支援し次の事項を行う。
 - 1) 本学学内行事への支援
 - 2) 学術推進のための支援
 - 3) 在学生に対し学内環境向上のための支援
 - 4) その他学部との連携・支援に必要な事項
4. その他本会の目的を達成するために適当と認められた事業を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員：本学を卒業した者
2. 特別会員：本学の教員で入会を希望し理事会で承認を得た者

(届出)

第6条 正会員は、卒業年度・氏名（旧・現）・住所・勤務先・電話番号を本会に届け出なければならない。また変更があった場合は、その旨速やかに報告しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会は正会員の中から次の役員を置く。

1. 理事：10名以内
2. 監事：2名以内

(役員を選出)

第8条 理事及び監事を選出は次の通りとする。

1. 理事及び監事は理事会で推選し、総会において選任する。
2. 理事のなかから会長、副会長、総務・書記及び財務・会計を理事会で推薦し、総会にて承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
3. 総務・書記は総務書記に関する業務を行う。
4. 財務・会計は財務会計に関する業務を行う。
5. 理事は理事会を構成し本会の会務を司る。
6. 監事は本会の事業及び財産、会計の監査に当たる。

(委員会)

第10条 本会に次の委員会を置く。

1. 名簿委員会
2. 学術推進委員会
3. 委員は各理事が担当し、それぞれ互選により委員長を置く。

(委員会の仕事)

第11条 委員会の仕事は次の通りとする。

1. 名簿委員会は名簿管理・名簿作成に関する業務を行う。
2. 学術推進委員会は本会の学術向上のための業務を行う。

(任期)

第12条 役員の任期は次の通りとする。

1. 役員の任期は3年間とする。ただし再任は妨げない。
2. 欠員の補充役員は前任者の残任期間とする。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第13条 本会に代議員を置く。

1. 代議員は正会員各卒業学年に1名をもって選出する。ただし、正会員数に応じて理事会で協議の上、適宜見直す。
2. 代議員は理事会で選出を承認する。
3. 物故者は正会員総数から除く。

(任期)

第14条 代議員の任期は1年とする。

(総会出席)

第15条 代議員は総会に出席し、議決権を行使する。

第5章 会議

(総会)

第16条

1. 総会は本会の最高議決機関であり、理事会及び代議員会から提案された議案及び会則の変更その他の重要な事項を審議承認する。

2. 総会は代議員で構成し、会長が招集する。
3. 通常総会は年に1回開催する。
4. 会長は必要に応じ、臨時総会を開催できる。
5. 総会の議長はその都度、総会で選出する。

(理事会)

第17条

1. 理事会は理事によって構成し、本会事業の企画運営に関する審議を行い、重要事項を総会に提案する。
2. 理事会は年1回以上会長が招集する。

第6章 運営費

(運営費)

第18条 本会の運営費は次の通りとする。

1. 本会の運営費は会費、入会金及び寄付その他の収入をもってこれにあてる。
2. 会費は終身会費とし詳細は細則で定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

(監査)

第20条 年度ごとの決算報告は監事による監査を受けなければならない。

第7章 補則

第21条 本会は、2016年4月1日、健康科学大学看護学部開設に伴い、2021年4月1日に本会則を制定し同日施行する。

第8章 細則

1. 正会員は卒業時に入会・終身会費1000円を納入する。特別会員は入会・終身会費として1000円を納入する。
2. 本会の運営に関して適宜顧問を推薦することができる。